要綱第３号様式

事　業　者　排　出　量　削　減　報　告　書

（宛　先）　京　都　市　長	平成28年7月19日
報告者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地	報告者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名） 京都市 京都市長　門川　大作 電話　075 － 222 － 3111

主たる業種	市町村機関	細分類番号	9 8 2 1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第２条第１項第６号	☑ ア ☐ イ又はウ ☑ エ	
計　画　期　間	平成２６年４月から平成２９年３月まで		
基　本　方　針	平成23～25年度平均を基準に，平成26～28年度の温室効果ガス排出量を平均3%以上減少する。		
計画を推進するための体制	温室効果ガス排出量の削減に向けた庁内率先実行計画を推進するために平成１７年４月に設置した市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部（平成２６年４月「京都市地球環境・エネルギー政策推進本部」に改組）」による指導のもと，オフィス系関連庁舎における京都市独自の環境マネジメントシステム「ＫＹＯＭＳ」等により，環境に配慮した取組を推進していく。		

温室効果ガスの排出の量	基準年度（23～25）年度	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	増減率
事業活動に伴う排出の量	229,419.2 トン	228,973.2 トン	220,134.7 トン	トン	−2.1 パーセント
評価の対象となる排出の量	235,491.5 トン	175,271.7 トン	176,834.9 トン	トン	−25.2 パーセント
実績に対する自己評価	灯油，重油，都市ガスが計画量を達成し下回った。				

原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度（25）年度	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量／延べ床面積	11.70	11.68	11.23		−2.09 パーセント
		事業活動に伴う排出の量（　　）					パーセント
実績に対する自己評価	軽油，重油，都市ガス，ごみ焼却に伴う排出量が計画量を達成し下回った。						

重点的に実施する取組の実施状況	基準年度（25）年度	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	備考
	74.0 パーセント	74.0 パーセント	88.0 パーセント	パーセント	

具体的な取組及び措置の内容	
（２６）年度	照明のLED化（ウィングス京都，交響楽団練習場等） 太陽光発電，ドライミスト，コンポスト等の導入（動物園）
（２７）年度	照明のLED化（百井青少年村，文化会館等） ドライミスト等の設備導入や壁面緑化（動物園）
（２８）年度	

通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	
措置の内容	京都市職員が率先して自動車から公共交通機関や自転車，徒歩による通勤への転換を図るため，エコ通勤の取組を実施。
上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関での出勤が困難な一部事業所を除き，原則マイカー通勤が禁止されている。

森林の保全及び整備，再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量 区分	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	備考
森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン	
地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン	
再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	35,801.0 トン	28866.6 トン	トン	
グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン	
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン	
合計	53,701.5 トン	43299.8 トン	0.0 トン	

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内の小学生を対象とした環境教育を通じて，各家庭で子どもの視点からライフスタイルを見直し，次世代の省エネを推進する人材を育成するとともに，京エコロジーセンターを拠点とした普及啓発活動を引き続き実施。
特記事項	

注 1　該当する□には，レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は，レ印の記入は不要です。
2　「細分類番号」とは，統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
3　「基準年度」とは，計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
4　「増減率」とは，基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。